宿 舎 貸 与 申 請 書

国立大学法人群馬大学長　殿

　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現住所 |  | |
| 学部等名 |  | |
| 役職名 |  | |
| フリガナ |  | |
| 氏名 |  | 印 |

宿舎の貸与を受けたいので，下欄のとおり申請します。

宿舎の使用に当たっては，国立大学法人群馬大学教職員等宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

１　申請の理由

２　自宅保有の有無

|  |
| --- |
| 自宅（１戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を　保有している　保有していない |
| （以下該当者が記載）  自宅の所在地：  宿舎貸与の必要性が失われない理由： |

３　同居者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏 名 | 年 齢 | 性 別 | 本人との続柄 | 職 業(学年) | 備 考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

宿 舎 貸 与 承 認 書

　　　　年　　月　　日

国立大学法人群馬大学長　　　　　　　　　　　㊞

上記申請者に対し，下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また，上記同居者についても，

併せて承認します。

記

１　宿舎

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 規格・構造 | 所　　　　在　　　　地 | | 宿　舎　名　及　び　戸　番 | |
| 有料 | ＲＣ-ｃ |  | |  | |
| 専　用　面　積 | | 宿舎使用料月額 | 入　　居　　日 | | 備　　　　　　考 |
| ㎡ | | 円 | 年　　月　　日 | | 裏面２の宿舎貸与の条件参照 |

（注）宿舎使用料月額には，自動車の保管場所に係るものは含まない。

２　宿舎貸与の条件

(１) 被貸与者（宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は，善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。

(２) 被貸与者は，宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け，若しくは居住の用以外の用に供し，又は承認を受けないで改造，模様替その他の工事を行ってはならない。

(３) 被貸与者は，その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し，損傷し，又は汚損したときは遅滞なく，これを原状に回復し，又はその損害を賠償しなければならない。

(４) 天災，時の経過その他被貸与者の責に帰さない事由により無料宿舎又は有料宿舎が損傷し，又は汚損した場合において，その損傷又は汚損が軽微であるときは，その修繕に要する費用は，被貸与者が負担しなければならない。

(５) 宿舎の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては，その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

ア　教職員等でなくなったとき。

イ　死亡したとき。

ウ　配置換，出向，勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い，又はその必要がなくなったとき。

エ　当該宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき，先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

オ　当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたため，その明渡しを請求されたとき。

カ　その他宿舎の維持及び管理のため，その明渡しを請求されたとき。

(６) 被貸与者からの宿舎使用料の払込みは，毎月の給与からの控除によるものとする。

(７) 上記の明渡しにかかる一切の経費については，いかなる理由があっても被貸与者が負担するものとする。

(８) 宿舎の貸与の承認を受けた者は，１の入居日から10日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは，貸与の承認を取り消すことがある。

(９) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には，明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け出るとともに，宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし，やむを得ないときは，この限りでない。

(10) 被貸与者は，宿舎貸与申請書記載事項のうち，「２　自宅保有の有無」について変更が生じた場合には，速やかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

(11) 被貸与者は，新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは，速やかに宿舎担当者へ届出を行い，学長の承認を得なければならない。

(12) 宿舎の維持及び管理の必要に基づいて，本学において宿舎の内外を調査するときは，被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。

(13) 宿舎（建物以外の敷地内すべてを含む。）では，犬，猫，鶏等は飼育してはならない。

(14) 上記のほか，被貸与者は宿舎の使用についての指示に反してはならない。